

保険金を受け取った場合はどうなるの？

～国税庁 暮らしの税情報より抜粋～

生命保険

生命保険金を受け取る場合、その保険金が死亡に基づくものか、満期によるものか、また、保険料の負担者は誰なのかなどによって課税関係が異なります。夫婦の関係でみると、次の表のようになります。

区分	被保険者	負担金	受取人	保険事故等	課税関係
①				満期	夫の一時所得（※）
②				満期	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税
③				夫の死亡	妻に相続税 (生命保険契約に関する権利)
④				満期	夫の一時所得（※）
				妻の死亡	

※一時所得の場合の課税所得金額の計算式 $\{(保険金 - 支払保険料) - 50\text{万円}\} \times \frac{1}{2}$